



防災・防犯

📞 問い合わせ先 📞 電話番号 📠 FAX番号 🏠 ホームページ

ライン
LINEで防災・防犯・交通安全情報をお知らせします

LINE アカウント名：福岡市
LINE ID：@fukuokacity

■問い合わせ先 / 防災推進課、
防犯・交通安全課 (⇒P.20)



緊急通報

消防・救急 📞 119

警察(事件・事故) 📞 110

あわてずに、落ち着いて

「どこで(目標物も)」

「何があったのか」を伝えてください。

電話での119番通報が困難な方へ

耳や声が不自由で、電話での119番が困難な方が対象です。電話通報が可能な方は電話での通報をお願いします。

■NET119緊急通報システム

スマートフォンなどから119番通報を円滑に行うことができるシステムです。

詳しくは消防局ホームページをご確認ください。

■FAX119番通報 📠 119

FAX通報用紙で局番なしの119番をダイヤルすることにより、119番通報することができます。FAX通報用紙は消防局ホームページから入手できます。

■eメール119番通報

携帯電話やインターネットの電子メールから、119番通報することができます。詳しくは消防局ホームページをご確認ください。

NET・FAX・eメール119(要通信費)

🏠 <https://www.city.fukuoka.lg.jp/syobo/johokanri/anzen-anshin/>



📞 消防局情報管理課

📞 725-6591 📠 735-1074

災害

災害情報

次の方法で消防車がどこに出動しているのか分かります。

■「福岡市 LINE 公式アカウント」を活用した「消防(火災・救急)」情報

LINEで通知が受け取れます。出勤場所の近くを地図で確認することや、メッセージで共有することもできます。利用には事前登録が必要です。

こちらからご登録ください。

LINE アカウント名：福岡市

LINE ID：@fukuokacity

消防局 HP から登録できます。



■福岡都市圏消防情報メール(ふくしょうめーる)

メールでお知らせします。利用には事前登録が必要です。

こちらからご登録ください。

🏠 <http://m119.city.fukuoka.lg.jp/>



■災害情報ダイヤル 📞 791-1625

音声アナウンスで知ることができます。(通話料がかかります)

■消防局ホームページ

「消防隊の出動状況」を掲示。

消防局

🏠 <https://www.city.fukuoka.lg.jp/syobo/>



り災証明が必要なとき

火災の場合は、各区消防署へ。

火災以外の場合は、各区役所へ。

■各区消防署

東(千早4丁目15-1)

📞 683-0119 📠 683-1129

博多(博多駅前4丁目19-7)

📞 475-0119 📠 475-0219

中央(那の津2丁目5-1)

📞 762-0119 📠 762-0129

南(塩原2丁目6-11)

📞 541-0219 📠 552-8148

城南(神松寺2丁目19-12)

📞 863-8119 📠 865-3594

早良(百道浜1丁目3-1)

📞 821-0245 📠 822-1561

西(今宿東1丁目7-12)

📞 806-0642 📠 806-6462

各区役所 ⇒ P.22~25

災害用伝言サービス

災害発生時の通信混雑の影響を避け、家族や知人との間で安否情報などの連絡を行うためのサービスです。

詳しくは、サービスを提供している電話会社へお問い合わせください。

■NTT 災害用伝言ダイヤル... 📞 171

「171」に電話をかけて、被災地の人の電話番号をもとにして伝言を音声で登録・確認することができます。

■NTT 災害用ブロードバンド伝言板

インターネットを使用し、被災地の人の電話番号をもとにして、文字・動画・静止画・音声を登録・確認することができます。

web171

検索

防災

避難場所や危険な場所の確認を

洪水、内水氾濫、津波、土砂災害、高潮などの災害リスクや避難場所などを記した各種ハザードマップを、市ホームページ(「福岡市総合ハザードマップ」で検索)で見ることができます。

住んでいる地域の災害リスクを確認し、災害に対する備えを日ごろから家族や地域で話し合みましょう。

福岡市総合ハザードマップ ⇒ P.8

非常持ち出し品などの用意・点検

災害時に備えて、非常食や飲料水、携帯トイレ、救急医療品・常備薬、体温計・マスク、懐中電灯、携帯ラジオ、電池、衣類(防寒着含む)などをリュックに入れてまとめておきましょう。

防災・危機管理情報

■福岡市防災気象情報

警報・注意報などの気象情報、雨量、河川水位や河川の画像など防災に関するさまざまな情報を提供しています。

福岡市防災気象情報

🏠 <https://bousai.city.fukuoka.lg.jp/>



■防災メール

最新の警報・注意報、地震・津波情報、雨量・河川水位情報、土砂災害警戒情報、避難指示などの緊急情報を電子メールで配信しています。

こちらからご登録ください。

🏠 <https://plus.sugumail.com/usr/fukuoka-city/home>



■エックス

市公式アカウント @Fukuokacity_pr で、防災メールなどで配信する緊急情報のほか、防災に関するイベント情報などを発信します。

■アプリ

Yahoo!防災速報

台風接近の注意や避難所情報のほか、福岡市からの防災情報を配信します。



Google Play



App Store

防災アプリ「ツナガル+(プラス)」

近くの避難所や経路が案内表示されます。避難者間の情報共有が可能になるほか、指定外の避難所からでも情報を発信できます。



Google Play



App Store

■携帯電話緊急速報メール

NTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイルの携帯電話へ、福岡市が発表する避難情報などを一斉に配信します。

問 市民局防災推進課

☎ 711-4153 ☎ 733-5861

問 市民局地域防災課

☎ 711-4156 ☎ 733-5861

福岡市民防災センター

VR等による災害の模擬体験を通して、防災に関する知識やもしものときの対処法などを身につけてもらう施設です。

〒814-0001 早良区百道浜 1-3-3

☎ 847-5991 ☎ 847-5970

🕒 9:30 ~ 17:00 (入館は 16:30 まで)

📅 月曜、毎月最終火曜 (祝日の場合は翌日)、12/28 ~ 1/4

※夏休み期間中は休館日なし 📄 無料

福岡市民防災センター HP →



住宅の耐震化 ⇨ P.39

防犯

地域防犯パトロールカー支援事業

地域の防犯パトロール活動を支援するため、自治協議会等を対象に防犯パトロールカーの車検代関連費用の補助(上限 10 万円)や、ガソリン代の助成(上限年間3万円、新規運用開始月から2年間)を行っています。

また、地域の防犯活動等に役立てていただくため、市が所有している軽自動車で使用期間が満了した車両を無償で譲渡しています。詳しくはお問い合わせください。

防犯出前講座

市民の防犯意識の向上を図り、犯罪被害を防止するため、警察OBによる防犯出前講座を実施しています。性犯罪被害防止のための講座や、子どもに向けた防犯教室、高齢者に向けた二セ電話詐欺対策講座等、市民の皆さんのご要望に応じ実施します。ぜひご活用ください。詳しくはお問い合わせください。

問 市民局防犯・交通安全課

☎ 711-4054 ☎ 711-4059

防犯灯の設置補助

町内会等で管理されている防犯灯の工事費(新設、取替、移設、撤去)や管理費(電気料などの維持管理に掛かる費用)の補助を行っています。

問 道路下水道局道路維持課

☎ 711-4488 ☎ 733-5591

街頭防犯カメラの設置補助

自治協議会、自治会・町内会等を対象に、道路等の公共空間を撮影する街頭防犯カメラの設置費用に対する補助を行っています。詳しくはお問い合わせください。

子ども見守りサービス

子どもの見守りを強化するため、市内の小学生に、見守り端末機を配付しています。端末機は固定ポイントのほか、スマートフォンの「見守り人アプリ」でも検知され、子どもの位置を記録するのに役立ちます。アプリを登録して見守りに参加してみませんか。

問 市民局防犯・交通安全課

☎ 711-4054 ☎ 711-4059

交通安全

飲酒運転撲滅へ向けて

飲酒運転がいまだに後を絶ちません。飲酒運転は「しない、させない、絶対許さない。そして、見逃さない。」ことを、地域や企業の皆さんとともに訴え、撲滅に向けた気運を高めていく必要があります。

市では、黄色の飲酒運転撲滅ポスターとチラシ・ステッカーを無料で配布しています。希望する人はお問い合わせください。

市民一丸となって、この福岡から飲酒運転を撲滅しましょう。

自転車安全利用の推進

自転車は法律上、車両(軽車両)です。交通ルールに違反する行為は罰せられます。自転車も交通ルールとマナーを守って、安全に利用しましょう。

もしもの事故に備えて、自転車事故の保険等にも加入しましょう。(令和2年10月1日より、他人にけがをさせた場合などの損害を賠償できる保険等への加入を義務としています。)

■自転車の基本的な交通ルール

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用
※携帯電話や大音量でヘッドホン等を使用した運転、傘さし運転は禁止
※公道では、ブレーキのない自転車に乗ってはいけません

市は、自転車の安全利用を推進するため、「自転車の安全利用に関する条例」を制定しています。詳しくは市ホームページをご確認ください。

問 市民局防犯・交通安全課

☎ 711-4061 ☎ 711-4059

交通安全施設整備

歩道整備、ガードレール、カーブミラー、道路照明灯などの交通安全施設の設置を行っています。

問 各区地域整備課(西区は土木第1課、第2課) ⇨ P.22 ~ 25